

4月10日、新型コロナウイルスの感染に関する愛知県独自の緊急事態宣言が宣言されました。記者会見で大村愛知県知事は、愛知県の感染状況等にかんがみ、その拡大を防止するために、生活の維持に必要な場合を除いた外出自粛等を強く要請しました。

この緊急事態宣言の発令並びに、知事からの要請を踏まえ、また、日本商工会議所の対応も踏まえ、当所では、4月13日から以下の対応をとることといたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対応期間 令和2年4月13日(月)～5月8日(金)

緊急事態宣言発令期間は、令和2年4月10日(金)～5月6日(水)の約3週間ですが、日本商工会議所が、5月8日(金)までとしていますので、そちらに合わせます。

※上記期間内であっても、感染状況等に応じて対応方針を変更する可能性があります。

2. 事業の実施について

参加人数、審議事項の有無(会議)に関わらず、事業(会議・セミナー・講演会等)については、中止もしくは延期とします。ただし、専務理事が許可した事業はのぞく。

3. 職員の出勤等について

(1) 出勤について

・当所の勤務体制は、通常どおり業務を行います。

総務の一部は5階で業務対応します。

新型コロナウイルス等に関する経営相談について、研修室等会議室で換気を行い、手洗い、手消毒、マスク着用のうえ、感染防止策の対応をし、その相手先がわかるようにしておきます。

・就業時間は、通常どおり8時30分から17時15分までとし、残業はしない。

※ただし、上司の許可を得た者はのぞく。

・職員本人が、当日37.5度以上の熱がある場合は、出勤を見合わせ、自宅待機させます。また、同居する家族で、37.5度以上の熱が発生し、新型コロナウイルスの疑いがある場合、上司へ報告させます。その家族に新型コロナウイルスが判明した場合、濃厚接触者となるため、ただちに出勤を停止し、自宅待機させます。

・少しでも体調が良くないと感じた場合は、出勤前に検温をするなど、体調管理を徹底します。

(2) 出張は禁止。

4. その他

(1) 懇親会(プライベート含む)は禁止。

(2) 海外への渡航(プライベート含む)は禁止。

(3) 接客について

・原則来客対応・打合せは禁止。対応した場合は、相手先がわかるようにしておきます。相手に了承を得たうえで、電話かメールを活用します。

(4) 会館貸出について

4月13日から5月8日まで、夜間・土日・祝日は貸出を原則中止。

この期間内に予約されていた場合、キャンセルされた場合は、キャンセル料はなしで対応します。

(5) 新型コロナ対策情報は、適宜ホームページ等にて周知していきます

(6) 手洗い、手消毒の徹底、マスク着用等、個人での感染防止策に努めます。